

2013年10月28日

各 位

株式会社みずほ銀行

### 業務改善計画の提出について

当行は、平成25年9月27日付業務改善命令（金監第2094号）に基づき、本日、金融庁に業務改善計画を提出いたしました。

今般の一部提携ローンにおける反社会的勢力との取引に関しましては、お客さまをはじめ関係者の皆さま方にご迷惑とご心配をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当行は、「みずほの企業行動規範」に反社会的勢力との対決を掲げ、反社会的勢力との関係遮断を経営の最重要課題のひとつと位置づけ、本部・営業部店が一体となって取り組んでまいりました。

しかしながら、このたび、一部提携ローンにおいて、反社取引排除態勢に不十分な点が認められたことは痛恨の事態であり、真に厳粛に受け止めております。

本業務改善計画は、平成25年6月の金融庁検査の結果通知を踏まえ策定した改善対応策に加え、今般の業務改善命令を受け設置した行内の専門委員会における事実確認・原因究明ならびに、今般の業務改善命令を踏まえ設置した「提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会（第三者委員会）」からのご提言等も踏まえ、反社会的勢力との関係遮断についての社会的要請の高まりも見据えた計画として策定いたしました。

当行といたしましては、本業務改善計画の遂行を通じてお客さまや株主、社会からの信頼回復に努めるとともに、日本を代表する金融機関として、また、グローバルに展開する金融グループの一員として、反社会的勢力との関係遮断をより一層強化し、その社会的責任を果たしてまいります。

なお、業務改善計画の概要ならびに関係者の処分等は別紙のとおりです。

## 業務改善計画の概要

(注1) ☆は「提携ローン業務適正化に関する特別調査委員会」からのご提言を踏まえた改善対応策

(注2) 【 】内は実施期限

### 1. 4者提携ローンの反社取引排除にかかる改善対応策

#### (1) 反社会的勢力との取引に対する対応

株式会社オリエントコーポレーション（以下、「オリコ社」といいます）との4者提携ローン（以下、「キャプティブローン」といいます）に関して、スクリーニング（既往取引に対する事後反社チェック）において判明した反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」又は「反社」といいます）との取引につきましては、オリコ社へ保証債務履行請求いたしました。【実施済】

上記対応により、キャプティブローンにおいて判明している反社会的勢力との取引は全て解消しております。

#### (2) 入口反社チェックのレベルアップ

当行が保有する反社情報をオリコ社へ提供し、同社のデータベースの更なる充実を図るとともに、同社における融資申込時の入口反社チェックにおいて、当行から提供した反社情報により反社会的勢力と判明した場合についても、謝絶することといたしました。

【実施済】

今後は、定期的に当行より反社情報をオリコ社に提供することとし、オリコ社におけるデータベースの継続的なレベルアップを図ります。

また、当行の保有する最新情報による入口反社チェックを実施する態勢へのレベルアップにより、入口反社チェックを更に強化します。【2013年11月システム化】

#### (3) 事後反社チェックのレベルアップ

キャプティブローンの既存債権における事後反社チェックの周期を短縮するとともに、事後反社チェックにより反社会的勢力と判明した取引の、オリコ社からの代位弁済までの期間を短縮し、速やかにローン取引を解消する態勢に見直しました。【実施済】

#### (4) キャプティブローン金銭消費貸借契約への暴力団排除条項の導入の検討☆

キャプティブローンにつきましては、当行とオリコ社との間の基本契約書に基づき、反社取引が判明した場合には、当行はオリコ社に対して保証債務の履行を請求し、オリコ社において暴力団排除条項に基づく取引解消を図ることが可能となっておりますが、他の自行債権と同等の反社取引管理を行う観点より、キャプティブローンの金銭消費貸借契約条項への暴力団排除条項の導入を検討いたします。【平成25年12月】

## (5) オリコ社による反社向け債権回収態勢強化への主体的な関与

オリコ社と協働し、キャプティブローンの反社取引排除態勢の高度化等を検討・推進する枠組みとして「キャプティブローン反社対応委員会」（仮称）を設置いたします。

【平成25年11月】

## 2. 反社会的勢力との関係遮断にかかる法令遵守態勢の整備

### (1) 変化を見据えた反社会的勢力との関係遮断に向けた体制の強化

#### ① コンプライアンス統括グループの見直し

##### A. コンプライアンス統括部の再編

各種リスクの高度化や社会的要請の高まり等を踏まえ、従来以上にきめ細かな対応を行うべく、コンプライアンス統括部の機能を「コンプライアンスの全体統括や態勢整備等が主領域の機能」と「危機管理対応として個別・迅速対応が主領域の機能」に分割し、マネジメントの関与を強化していくこととしました。

特に、「危機管理対応として個別・迅速対応が主領域の機能」については、反社会的勢力との関係遮断を役割とする専担の「部」を従来の「部内室」から格上げして新設し、反社会的勢力との関係遮断により専門的・集中的に取り組むとともに、先進的なトピックスにもスピード感をもって対応してまいります。【平成25年11月】

加えて、同部において反社会的勢力との関係遮断に関する企画機能の強化および増員を行い、商品・サービスの実効性の高いモニタリング、最新動向や専門情報の収集・調査、各都道府県警察本部や弁護士等の外部専門機関との更なる連携等により反社会的勢力との関係遮断への取組みを一層加速してまいります。【平成25年11月】

##### B. コンプライアンス統括グループ長に副頭取を配置

反社会的勢力との関係遮断も含めたコンプライアンスの徹底が、信用を基礎とする金融機関の経営基盤の根幹であることを改めて強く認識するとともに、今後、コンプライアンスの徹底を通じ、お客さまや株主、さらには広く社会からの信頼を回復することが経営における最重要課題のひとつであると考え、CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）に副頭取を配置いたしました。【実施済】

#### ② 反社会的勢力との関係遮断に向けたガバナンスの強化

##### A. 専門委員会（「反社取引排除委員会」）の新設

従来、反社会的勢力への対応については、コンプライアンスにかかる重要事項のひとつとして、「コンプライアンス委員会」において審議・調整を行ってまいりましたが、今般、「反社会的勢力への対応に関する事項」を専門的に担う「反社取引排除委員会」（委員長：頭取）を新設・独立させ、より一層の対応強化を図ります。

同委員会では、反社会的勢力の排除に向けた取組み状況や、商品・サービスのモニタリング、銀行界における最新動向や専門情報の収集・調査・提言等に取り組んでまいります。

また、同委員会には、社会情勢の変化等を敏感に捉えた、より強固な態勢構築に向けた審議・調整が行われるよう、特別委員として、第三者の視点から客観的な意見・提言をいただける社外の有識者を招聘する予定です。【平成25年11月】

#### **B. 反社取引排除委員会等における実質的な審議を確保するための方策の実施☆**

新設する反社取引排除委員会及びコンプライアンス委員会において、資料の事前配付、案件の課題・ポイントにかかる資料への明確な記載及び説明、内容に応じた審議・報告時間の十分な確保等、審議の実効性向上を図るための運営ルールを明確化いたします。

【平成25年11月】

#### **C. 社外取締役の配置**

経営の透明性をより高めるとともに、コンプライアンス態勢を従来以上に強化する観点から、コンプライアンス・ガバナンス・危機管理関連の専門家を社外取締役として招聘する予定です。【平成25年11月】

#### **D. 経営陣への反社関連情報の報告・連絡体制の強化☆**

反社会的勢力への対応に関する重要な事項について、継続的に経営陣への報告がなされるよう、コンプライアンス委員会・反社取引排除委員会、頭取に対する報告事項（審議・調整事項）を、規程等の整備により明確化し、経営陣への報告・連絡体制を強化いたします。

なお、反社先への与信取引が判明した場合などは、反社取引排除委員会（新設）メンバーに対して、電子メール等にて速報報告を行う運営も明確化いたします。

【平成25年11月】

### **(2) 役職員の反社会的勢力との関係遮断に対する更なる意識の向上**

#### **① 役員の反社取引排除に関する意識向上**

役員コンプライアンス研修のテーマとして「反社会的勢力の排除」を独立して追加し、反社会的勢力との関係遮断にかかる当行の方針や、社会情勢・警察当局の動向等について周知・徹底し、意識向上を図ります。【平成26年1月初回開催】

#### **② 職員の反社取引排除に関する意識向上**

##### **A. 部店長を対象とする反社取引排除に特化した研修の実施**

反社会的勢力との関係遮断にかかる当行の方針、商品・サービス開発等にあたっての

ポイント、反社会的勢力に対応する専門部との連携強化の重要性等、反社会的勢力との関係遮断に特化した研修を実施いたします。【平成25年12月より】

## **B. 反社取引排除にかかるコンプライアンス研修の充実**

本部や営業部店の職員を対象とするコンプライアンス研修について、反社取引排除にかかる内容の充実を図るとともに、定期的に研修を実施いたします。【平成25年11月より】

### **③ コンプライアンス統括グループにおける警察当局・その他関係団体・弁護士との更なる連携強化**

コンプライアンス統括グループは、従来より、警察当局やその関係団体・弁護士との緊密な関係を保ち、反社取引排除に関わる各種指導や助言を受けてまいりましたが、反社会的勢力との関係排除に対する社会情勢の変化・要求の高まりをいち早く捉えた施策展開をより一層強化する観点より、警察当局やその関係団体、弁護士等の専門家との日常的な情報交換をより一層強化いたします。

また、これら専門家を講師とする、最新の事例や警察当局との情報共有、他業態の動向等に関する研修会を定期的に行ってまいります。【平成25年12月】

## **(3) 商品・サービス等における反社取引排除態勢の強化**

### **① 与信商品の悉皆点検**

今般、改めて、反社会的勢力への資金供与につながる可能性のある与信商品について、反社チェックや反社会的勢力との取引排除に向けた管理状況等につき点検を行い、現在改善に取り組んでいる提携ローン以外の与信商品には、反社取引排除態勢に不備がないことを確認いたしました。【実施済】

### **② 新商品検討時における反社取引排除態勢の強化**

新規業務および新商品取扱時には、各種リスク管理・コンプライアンス・お客さま保護等の観点より検証を行うこととしておりますが、「反社取引防止にかかるチェック項目」を明確化するなど、新商品等検討時の反社取引排除態勢を強化いたしました。

【実施済】

## **(4) コンプライアンス・プログラム、業務計画等のフォローアップの仕組みの検討☆**

コンプライアンス・プログラムや業務計画等、組織の課題を継続的に管理・フォローする仕組みにおいて、課題の設定漏れや抜け落ちのない実効性ある運営を検討いたします。【平成25年12月】

## (5) 企業風土の改善

### ① 「みずほの企業行動規範」の見直しによる意識向上

反社会的勢力との関係遮断に関する社会の要求水準の高まりも踏まえ、「みずほの企業行動規範」を見直し、反社会的勢力との関係遮断に対する当行の姿勢を行内外により一層明確化するとともに、役職員全員の更なる意識向上を図ってまいります。【平成25年12月】

### ② 「One MIZUHO 推進 PT」(※) と連携した継続的な取組みの推進

組織の一部に見られた前例踏襲や縦割り意識といった行動様式を払拭し、役職員一人ひとりが柔軟な発想をもって社会の変化等を捉え、自らの課題として積極的に挑戦する、といった価値観を共有し、また、一人ひとりの主体的な取組みを後押しする観点より、みずほフィナンシャルグループにおける「One MIZUHO 推進 PT」の活動と連携した以下の継続的な取組みを更に強力で推進してまいります。

- ・ 全本部・営業拠点における「トップ懇談会（役員臨店）」の開始【実施済】
- ・ 全本部・営業拠点長を対象とする「部店長オフサイト」の実施【平成25年11月】

(※) みずほグループのビジョン実現に向け、企業理念および中期経営計画をグループ内に浸透させる取組みを推進するプロジェクトチーム

## 3. 金融庁検査対応等における行内チェック態勢の整備

### (1) 本部における重要な報告時等の二重チェック態勢の整備

金融庁検査対応等における重要な事実に関する報告、行政庁等への重要な報告を行う場合は、部長等が過去資料等のエビデンスの再確認を指示する旨を徹底すると共に、適切な再確認プロセスを確認いたします。【平成25年11月】

## 4. 内部監査機能の充実・強化策

### (1) 指摘・改善提言に関する検討態勢強化

実地監査プロセスにおいて、新たな「検討会」の設置や運営の見直し等により、各リスク横断的な認識を踏まえた監査ポイントの設定など、反社取引排除等の重要なリスク事象が検出された場合等に適切に運営する態勢といたしました。【実施済】

### (2) 内部監査に対する協力姿勢の浸透☆

内部監査部門においてより実効性のある監査を行う観点より、被監査部署は、業務監査部からの資料開示の求めに適切に応じるなど、内部監査受検時において協力的な姿勢で対応する責務があることを本部における部長会等の場で定例的に周知徹底します。

【平成25年11月】

### (3) 監査メンバーの意識強化

監査プロセスを明確化の上、継続的に反社取引排除の姿勢と監査プロセスのポイント等について、監査メンバー一人ひとりの反社取引排除に関する意識向上を図ってまいります。【平成25年11月より】

### **責任の所在の明確化**

本件に対する責任を重く受け止め、その責任の所在を別紙のとおり明確にいたしました。

以 上

## 役員処分について

今回の事態に至った関係役職員の責任を重く受け止め、オリコの持分法適用会社化の方針決定当時から、平成24年度における金融庁検査ならびに当該検査を受けた業務改善命令までの期間内における、委嘱・担当業務・同従事期間等も含め、今次指摘事案への関与・責任の度合いを総合的に勘案し、下記の通り処分を行うものとします。

### 記

#### I. 役員の変動

みずほ銀行 取締役会長 塚本 隆史	辞任 (11月1日付)
みずほフィナンシャルグループ 常務取締役 (リスク管理グループ長) 兼 みずほ銀行 常務執行役員 (リスク管理グループ長) 小池 正兼	
みずほフィナンシャルグループ 執行役員 コンプライアンス統括部長 兼 みずほ銀行 執行役員 コンプライアンス統括部長 大谷 光夫	

#### II. 報酬減額

##### 1. 経営トップの報酬減額

みずほフィナンシャルグループ 会長 兼 みずほ銀行 会長 (11/1 付辞任)	月額報酬の100% × 6ヶ月
みずほフィナンシャルグループ 社長 兼 みずほ銀行 頭取	同 100% × 6ヶ月

##### 2. 関係役員の報酬減額

コンプライアンス担当役員・(執行役員) 部長	月額報酬の最大40% × 1~6ヶ月
個人担当役員・(執行役員) 部長	同 20% × 3ヶ月
内部監査担当役員	同 10% × 3ヶ月
企画担当役員	月額報酬の 10乃至20% × 3ヶ月
人事担当役員	同 10% × 3ヶ月
コンプライアンス委員会メンバーの執行役員 (上記の執行役員を除く)	同 5% × 3ヶ月



3. 上記以外の現職の常務以上の執行役員については、今回の事態ならびにその影響等を重く受けとめ、月額報酬の5% × 3ヶ月の報酬減額を行う。

4. 報酬減額算定等に関する補足事項

- ・ 処分対象期間で上記対象に複数該当する場合は、必要に応じて処分額の加算を行う。
- ・ 処分対象業務の在任期間が6ヶ月以上の役員を対象とする（但し、コンプライアンス担当役員、同 部長については6ヶ月未満の在任期間の場合も処分対象とする）
- ・ 退任済役員（前頭取を含む）については、上記方法による金額について自主返納を求める。

Ⅲ. その他

- ・ 持株会社であるみずほフィナンシャルグループの社長、コンプライアンス担当役員並びにコンプライアンス委員会委員の処分についても、上記報酬減額に含める。
- ・ 本事案に関係した職員については、就業規則に基づき厳正な人事処分を行う。

以 上